

平成 24 年 7 月 23 日 発表

担 当	岐 阜 労 働 局 監 督 課
	監 督 課 長 松 野 明 広 監 察 監 督 官 大 谷 徹 電 話 058-245-8102

岐阜県内の貸切バス事業所に対する集中的な監督指導結果等について

平成 24 年 4 月 29 日に群馬県内の関越自動車道で高速ツアーバスが発生させた重大な自動車事故（死亡 7 名、重軽傷 39 名）を踏まえ、岐阜労働局（局長：矢部憲一）は、本年 5 月～6 月にかけて岐阜県内の貸切バス事業所に対し、集中的な監督指導を実施したほか、並行してバス運転者の労働条件に関する通信調査を実施した。

1 監督指導結果について

岐阜県内の貸切バス事業所（96 件）から抽出した 18 事業所に対し、岐阜県内の労働基準監督署による監督指導を実施した（うち 10 事業所については国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局と合同で監督・監査を実施。）。

- (1) 監督指導を実施した 18 事業所のすべてに労働基準関係法令の違反が認められたほか、「自動車運転者の労働時間改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）」（別添 1）に 13 事業所が違反（違反率 72.2%）していたことから、是正勧告等の指導を行った。
- (2) 主な労働基準関係法令違反は、① 1 週間の労働時間（9 件 50.0%）、② 賃金台帳・労働時間記録等の作成（9 件 50.0%）、③ 1 日の労働時間（7 件 38.9%）、④ 割増賃金（6 件 33.3%）、⑤ 労働条件の明示（5 件 27.8%）である。
- (3) また、主な改善基準告示違反は、① 1 日当たりの最大拘束時間（11 件 61.1%）、② 休息期間（4 件 22.2%）、③ 週平均の総拘束時間（3 件 16.7%）である。
- (4) 労働時間管理の困難な「日雇い」形態の運転者が 2 事業所で 7 名が確認されたほか、長時間労働につながりやすい歩合給制の運転者が 7 事業所で 78 名が確認された。

2 バス事業所に対する通信調査結果について

岐阜県内の112バス事業所のうち、監督指導を実施した18事業所を除く94事業所に対し、通信調査を実施した（休止等を除いた回収数は81事業所、回収率は89.0%）。

※ なお、複数回答・未回答等があり、集計結果は回答事業所数とは必ずしも一致しない。

(1) バス事業所

ア 労働者数30人未満規模の事業所が48件59.3%（10人未満規模は29件35.8%）、保有車両台数が10台以下の事業所が48件59.3%（5台以下は26件32.1%）と、比較的に小規模な事業所が過半を占めている。

イ 主な事業内容別にみると、貸切バスが34件42.0%、路線バスが26件32.1%、高速バス（長距離路線バス）が2件2.5%となっている。

また、高速ツアーバスを運行している事業所は2件2.5%にとどまっている。

ウ 平成23年に北海道、東北、関東、中四国、九州等への長距離運行をした事業所は15件18.5%となっている。

(2) バス運転者

ア 雇用形態としては、バス運転者のうち、正社員（契約期間の定めがない）が1,060人69.9%、1年以内の有期契約が404人26.6%、日雇いが53人3.5%となっており、労働時間管理が困難な「日雇い運転者」が少数であるものの存在している。

イ 賃金制度としては、バス運転者のうち232人15.4%が長時間労働につながりやすい歩合給制となっている。

(3) 法令等の遵守状況

ア 労働基準関係法令の遵守状況として、26件32.1%の事業所から法違反が懸念される回答があった。

主な内容は、①深夜業務従事者に対する健康診断の実施（法違反が懸念される回答13件16.0%）、②文書による労働条件の明示（同10件12.3%）、③割増賃金の支払（同9件11.1%）、④時間外・休日労働協定の締結（同9件11.1%）となっている。

イ 改善基準告示の遵守状況として、17件21.0%の事業所から違反が懸念される回答があった。

主な内容は、①週平均の総拘束時間（違反ありと回答7件8.6%）、②4週平均の最大運転時間（同6件7.4%）、③1日当たりの最大運転時間（同5件6.2%）、④1日当たりの最大拘束時間（同5件6.2%）である。

ウ 法令等が遵守できない理由としては、「運行が旅行会社側の都合に左右されるから」（理由についての回答のあった43事業所のうち23件53.5%）が最も

多く、次いで「運転者が少ないから」(同 12 件 27.9%)、「季節的に業務の繁閑の差が大きいから」(同 12 件 27.9%)、「渋滞等、交通環境が悪いから」(同 11 件 25.6%) などで多くなっている。

3 改善に向けた取組について

岐阜労働局は、バス運転者の労働時間等の労働条件確保対策として、引き続き、バス事業所に対する監督指導を実施していくほか、改善に向けて次の取組を進めている。

(1) 岐阜県バス協会に対する要請

ア 平成 24 年 5 月 21 日、岐阜県バス協会会長(岸野吉晃：岐阜乗合自動車株式会社)を当局に招致し、当局長からバス運転者の労働時間管理の徹底等を要請した。

イ 同年 7 月 2 日、岐阜県バス協会から当局長の要請を受けての対応について報告がされた。主な内容は、①局長要請を会員事業所へ通知すること、②会議等において法令遵守の徹底を要請すること、③過労運転防止を含んだ「夏の交通安全県民運動」を期間に限らず実施することの決議などである。

(2) 新規許可事業所に対する講習

岐阜運輸支局の協力を得て、同支局から新規に許可を得たバス事業所等に対し、労働基準関係法令の講習を行うことで、労務管理水準の向上を働きかけることとしている。

(3) 自動車運転者時間管理等指導員の活用

当局から業界関係者及び社会保険労務士に委嘱している同指導員による訪問指導を活用し、労働時間管理等の適切な労務管理の実施を中小規模バス事業所に働きかけることとしている。

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」について

趣旨

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」(改善基準告示)は、バス、タクシー、トラック等の自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

内容(バスについて)

- 拘束時間【始業から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)]
 - 総拘束時間 原則 4週間平均で1週間65時間
 - 最大拘束時間 原則、1日16時間(※1)
(ただし、1日15時間超は週2回以内)
- 休息期間【勤務と勤務の間の自由な時間】
 - 原則 継続8時間以上
- 最大運転時間
 - 原則 2日平均で1日9時間
4週間平均で1週間40時間
- 連続運転時間
 - 4時間以内(※2)
- 休日労働
 - 2週間に1回以内、
かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

※1 1日の原則的な拘束時間は13時間以内。

※2 運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。